

介護保険負担限度額認定

介護保険施設サービス（短期入所を含む）を利用すると、介護サービス費の他に居住費や食費などを負担することになります。低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請して認められた場合には、居住費や食費などの自己負担額が負担限度額（上限額）までになります。

●申請に必要な書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書

- ・預貯金などを確認できるもの

要件に該当すると認められる場合には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。認定証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。引き続き適用を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。

●認定要件

- ①本人および世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること。

- ②預貯金などが一定額以下であること。

- ・第1段階／単身1千万円、夫婦2千万円

- ・第2段階／単身650万円、夫婦1650万円

- ・第3段階①／単身550万円、夫婦1550万円
- ・第3段階②／単身500万円、夫婦1500万円

令和8年（2026年）8月からの居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室・従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者。	880円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82万6,500円 以下の方。	880円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82万6,500円 超120万円以下の方。	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の方。	1,470円	1,470円 (980円)	430円 ※ 530円 (530円)	1,420円	1,360円

老齢基礎年金（満額）の支給額変更に伴い、青字の金額に見直されました。介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担額限度額は（ ）内の金額となります。

※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設および「Ⅱ型」の老人医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用したときの場合の金額です。（短期入所療養介護を含む）

介護保険負担割合証

●更新のお知らせ

負担割合証の更新時期ですので、要介護（要支援）認定を受けている方に、新しい介護保険負担割合証（クリーム色）を7月下旬に送付します。

- 有効期間／8月1日（土）～令和9年（2027年）7月31日（土）

●利用者負担

介護サービスを利用した場合、かった費用のうち、利用者負担の割合（1割・2割・3割）を事業者に支払います。利用者負担の割合は、所得などにより決定されます。

利用者負担3割	次の①②の両方に該当する方。 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯：340万円以上 ・2人以上世帯：463万円以上
利用者負担2割	上記以外の方で、次の①②の両方に該当する方。 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯：280万円以上 ・2人以上世帯：346万円以上
利用者負担1割	利用者負担が3割・2割以外の方。 40歳～64歳の方（2号被保険者）

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額のことをいいます。